

写 令和4年第2回臨時会

(10月31日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和4年第2回益城町議会臨時会目次

○10月31日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について	4
日程第5 議案第64号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）	6
日程第6 議案第65号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第5号）	7
日程第7 議案第66号 令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）	9
日程第8 議案第67号 工事請負契約の締結について	12
日程第9 議案第68号 物品の購入について	13
日程第10 議案第69号 物品の購入について	15
閉会	17

令和4年10月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 令和4年10月31日午前10時00分招集
2. 令和4年10月31日午前10時00分開会
3. 令和4年10月31日午前11時00分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について
 - 日程第5 議案第64号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第8号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第6 議案第65号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第7 議案第66号 令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第8 議案第67号 工事請負契約の締結について
 - 日程第9 議案第68号 物品の購入について
 - 日程第10 議案第69号 物品の購入について

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君 副町長 濱田義之君

教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	桶 谷 哲 也 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	深 江 健 一 君
総 務 課 長	塘 田 仁 君	危 機 管 理 課 長	岩 本 武 継 君
企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君	税 務 課 長	坂 井 浩 章 君
住 民 課 長	竹 林 浩 幸 君	福 祉 課 長	荒 木 薫 君
福 祉 課 審 議 員	中 村 康 広 君	こ だ も 未 来 課 長	吉 川 博 文 君
健 康 保 険 課 長	松 永 昇 君	産 業 振 興 課 長	松 本 浩 治 君
建 設 課 長	村 上 康 幸 君	都 市 計 画 課 長	齊 藤 計 介 君
復 興 整 備 課 長	水 口 清 君	街 路 課 長	石 橋 淳 君
新 庁 舎 等 建 設 課 長	田 上 勝 志 君	学 校 教 育 課 長	遠 山 伸 也 君
生 涯 学 習 課 長	富 永 清 徳 君	下 水 道 課 長	吉 本 秀 一 君
水 道 課 長	山 口 拓 郎 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。令和4年第2回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和4年第2回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番西山洋一議員、11番野田祐士議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第2回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨日、多くのイベントが開催をされております。

まず、午前中に、お法使祭が杉堂地区で開催され、地元の渡辺、松本、下田議員も出席され、今年杉堂集落を回り、担ぎ手によるみこし投げも行われ、夕方に西原村でみこしの受渡しが行われております。

午後には、交流情報センターで、令和4年度まちサポフェスタが開催され、様々な団体の皆様がステージパフォーマンスや手作りの展示、体験コーナーなどを実施され、大変にぎわってございました。また、ボックスパークマシキラリでは、ハロウィンイベントでコスプレコンテストが開催され、こちらも仮装した子どもたちで大盛況でありました。

益城町施設の復興は進んでおりますが、心の復興はまだまだ道半ばということで感じております。これを癒すためには、やはりこういったお祭りやイベントの力が必要だと強く感じたところです。さらに、わくわくするようなまちづくりにもつながりますことから、今後もしっかり支援をしてまいります。

さて、本日提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて3件、一般会計補正予算について1件、特別会計補正予算について1件、工事請負契約の締結について1件、物品の購入について2件でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

専決第6号でございます。

本件は、町職員が業務のため公用車を民間駐車場に駐車した際に、駐車場の柱に接触したことによって、柱に付随していた配管を損傷させた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

これについて調査しました結果、過失割合は町100%でしたので、修繕費用6万6,550円を損害賠償として支払うことで和解をいたしました。

なお、損害賠償金6万6,550円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第10号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第11号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第11号、町営住宅の使用料等の請求及びその明渡しの請求に係る訴えの提起についての専決処分について、御説明を申し上げます。

本案件は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促や催告にもかかわらず、これを支払わず、また呼出しにも応じられなかったため、住宅の明渡しなどを求める訴えを提起したもので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

案件は1件で、滞納家賃89万6,500円の支払い及び建物の明渡しなどを求めます。

以上が報告第11号となります。

○議長（稲田忠則君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

今回専決処分ということで、町営住宅の家賃の滞納ということでもありますけれども、質問を二、三点ほどしたいと思えます。一度全員協議会等でも質問をさせていただきましたので、それと類似したことになると思えますけれども、よろしく願いをいたします。

まず、今回の家賃滞納について、89万6,500円という金額についての詳細をお願いしたいと思います。

あと、今回は1件ということもございますけれども、ほかにはおられるのかについても、再度でありますけれども御回答のほうをよろしく願いいたします。

最後に、今後訴訟になる可能性があるものについて、あれば教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。11番野田議員の御質問にお答えをします。

3点あったかと思えます。

まず、滞納の詳細についてでございますが、今回相手となる入居の方につきましては、令和2

年の5月から災害公営住宅に入居されておりますが、その後2か月の家賃のお支払いがあったと、8月までの間ですね。26か月にわたって滞納がっております。その間、再三にわたる督促、催促等、あと収入の支払いについての相談等を行ってございましたが、約束の期日、それから約束の支払い等を決めていたにもかかわらず、約束を守っていただけなかった。それから、今年、令和4年の4月からは、弁護士を通じて、そういった支払い関係、それから明渡しを行うというような通告を行ってございまして、弁護士との約束等においても約束を守っていただけなかったというのが続いてございまして、今回の訴訟の運びになったということになります。

次に2点目、ほかに滞納している方はいないのかという御質問につきましては、現在、ほかにも滞納をされている方がいらっしゃいます。町の公営住宅の条例においては、3か月の滞納があった場合においては明渡し等の通告を行うようにしてございまして、そういった場合には納付に関する相談や指導を行ってございます。その際、分納とか、そういった形で少額であっても少しずつお支払いがあった方については、今回のような手続は取っていないのが現状でございまして、滞納されている方はいないのかという御質問については、現在もほかにもいらっしゃいます。

それから、今後訴訟の可能性あるのかということ、ほかにも訴訟の可能性ある方がいるのかということだろうと思うんですけども、今回のように支払いの約束をしたにもかかわらず守っていただけなかったりとか、そういった悪質な方がおられた場合には、そういった厳正な手続を取っていきたいというふうには思っているところです。以上になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。訴訟の内容については今御説明いただきましたんで分かるんですが、これは訴訟に対して専決処分になってはいますが、何かこれは緊急を要する理由があるんですかね。専決処分になった理由をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

専決処分までしてする必要があったのかという御質問だったかと思いますが、先ほど御説明をしたとおり、令和2年の5月に災害公営住宅の入居が始まって、それから2か月のお支払いがあった後に支払いがあつてないと。災害公営住宅の目的が、熊本地震で再建が困難な方のための住宅だったんですけども、それから、そういった形で長期間お支払いがなかったということで、できるだけ早く、そういったことが今後起こらないようにといたしますか、なるべく早くこういった厳正な対応をしたかったというのがありまして、今回の専決処分というようなことになっております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） なるべく早く対応したかったという、それは分かります。けども、9月議会には間に合わなかったと。だったら、今回の臨時議会にでもかけてからでよかったんじゃないかと思うんですが。何かこういう訴訟問題が専決で来ると、よほど事件か何かがあつて、それなのかなというあれになるもんですからね。できれば、これはこういう本議会にかけてからに

してほしかったなということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第11号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 議案第64号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第8号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第64号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第64号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

専決第8号令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億9,279万2,000円を増額し、総額を224億6,660万3,000円とし、10月14日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

国が、電力・ガス・食料品などの価格高騰対策として、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を支給することとされたことに伴い、本町としまして速やかに本給付金を支給するため、システム開発などの事務費や1億8,500万円の緊急支援給付金に係る予算を専決処分させていただいております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号令和4年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第64号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号令和4年度益城町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第65号 令和4年度益城町一般会計補正予算(第5号)

○議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第65号「令和4年度益城町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第65号、令和4年度益城町一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出それぞれ1億8,036万8,000円を増額し、歳入歳出総額を226億4,697万1,000円とするものです。

7ページをお開きください。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種でオミクロン株に対応した2価ワクチンなどの追加接種のための業務委託、また、7款商工費では、原油価格・物価高騰などの影響を受けている事業者を支援するための応援金を計上しています。

財源につきましては、いずれも全額が国庫支出金となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番野田議員。

○11番(野田祐士君) 質問をさせていただきます。

町内事業者等支援事業について、1億6,800万円の経費が計上されていますけれども、中身について詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長(稲田忠則君) 松本産業振興課長。

○産業振興課長(松本浩治君) 産業振興課の松本でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第65号、令和4年度益城町一般会計補正予算(第5号)中、7款商工費の今回の事業の中身、詳細についてということでございます。

まず、各節ごとに説明させていただきますと、まず7ページの10節需用費につきましては、この事務に係るいろんな事務費についての消耗品代ということになっております。

また、役務費につきましては、今回申請は事業者からいただいて、それにつきまして決定通知あたりを送りますので、その分の通信運搬費として13万円、あと、振込に際しまして手数料がかかりますので、大体手数料として110円ほどかかるというところで、17万円を計上しているところ

ろでございます。

あと、12節委託料ですけれども、今回結構申請とかその辺りが多く想定されますので、職員だけではちょっと事業として対応が難しいことが想定されますので、今回人材派遣会社のほうから人を出していただいて、そこで対応をしたいと思っております。

主に対応していただく内容としましては、今回の申請に関する窓口や電話における問合せ等の対応、あと申請書が提出された場合の中身のチェックとか、その辺りを想定しているところでございます。1日大体3人ほど出ていただいて、1日8時間の月20日ぐらい、その3か月あたりを想定しているところでございます。

あと、8ページの負担金補助及び交付金につきましては、こちらは直接事業者の方への支援金ということになってまいります。個人事業主に関しましては、5万円の946事業所を想定しております。また、会社につきましては10万円、これの595事業所を想定しております。

以上をトータルして今回の予算のほうを計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。委託料等も御説明いただき、ありがとうございました。

委託料等でちょっと絡めてお尋ねですけれども、物価高騰対策事業応援金ということで、法人は10万円掛ける595、個人5万円掛ける946ということを知っております。

11月早々に、あしたからになりますけれども、もうある程度、今日の議会が終わったらし始めるということでしょうけれども、これは商工費になっているので、法人あたりに、多分商工会あたりが、これはかぶっている部分が結構あると思います。商工会で日頃取りまとめられている分がかぶっていると思いますので、商工会等の打合せ等とかはどのようになされているのか。

これは申請ということですので、申請書は出すけれどもに実際来られないとかですね。相手方がですけれども。申請に来られない方への対応とか、その辺をどういうふうにしようと思っているということがあれば、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、2点あったかと思いますが、まず商工会との打合せといいますか、そちらになりますけれども、今回の手続に関しましてまず商工会にお願いするのは、会員さんへの周知とか、その辺りを商工会を通してお願いしたいというふうに思っております。今回の事務手続等に関しましては、基本、町のほうでさせていただくことを想定しております。

続きまして、申請がされなかった事業者についての対応ということでございますが、今回は、そういった商工会とか町のホームページ、次期の広報まじき等で周知をさせていただきます。基本的に申請は、事業所のほうからやっていただいた方に対して、中身のチェックをやって支給させていただくということ想定しておりますので、申請されなかったからそこに対しての対応と

というのは、今のところそこまで具体的には考えておりませんが、状況に応じてその辺りは検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

事業者にとっては大切な支援金になると思いますので、今言われた申請漏れとか、また、実際窓口も委託されるということなので、その辺の不備がないように、大切な支援金をしっかり生かせるようによろしく願いをして、質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第65号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第66号「令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第66号、令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）は、債務負担行為の増額補正をしております。

2ページをお開きください。

グランメッセ熊本の北側に整備を進めています産業団地の用地購入費につきまして、債務負担行為の限度額を、不動産鑑定評価に基づき2億1,098万円を増額し、11億5,648万円とするものです。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。債務負担行為2億1,098万円の増加の内容と、なぜ上がったかと、それと今どのくらいの進み具合ですか。どういう感じで契約はなされているか、また、どういう進み具合になっているかを教えてください。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

今回の増額の内容ということでございますけれども、これはあくまで当初は町の事業に関する取引事例とか、その辺りを基におおよそこれぐらいかかるだろうというところで予算のほうを計上させていただいてたんですけれども、実際鑑定を行いましたところ、それよりちょっと多くなりましたので、今回増額補正をさせていただいたということでございます。あくまで不動産鑑定の評価に基づいて今回増額をさせていただいているところでございます。

あと、事業の進み具合ということですが、現在、この不動産鑑定が出ましたので、これを基に再度地権者のほうを回らせていただいて、今後の事業のスケジュール等を示しながら、こちらのほうの交渉といいますか、そちらのほうをさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

追加された金額については、用地がある程度、はっきり用地購入金額が分かったからというお答えのようです。

あと、どれくらいの契約内容かというのをお尋ねしたというのが、ここの用地を購入される場合の手続、要するに、どういう手続によって購入されるか。要するに、公有地の拡大の推進による用地購入をなされるのか、それとも一般的な公共事業、例えば道路とか橋とか、そういうのにかかるから購入されるのかの違いによって、多分税金等もだいぶ違ってくると思います。どういう形での購入になるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本です。野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今後の土地購入に関する手続についてということで、今回は公有地の拡大の推進に関する法律、公拡法に基づいて手続を進めていきたいというふうに考えております。その辺りを含めて、今、地権者の方には、訪問の際、説明をさせていただいているところでございます。

それと、あわせて、今後進める中で皆さんに合意いただきましたならば、そういった手続に入るんですけれども、その後、税務署あたりと協議をしまして、そこで実際の税の控除額あたりを税務署のほうで判断することになってくるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 最後の質問になります。2回目の御回答ありがとうございました。

今、公有地拡大、いわゆる公拡法による用地買収になるということでしたので、最後に質問をさせていただきます。

公拡法による用地買収の税控除は、マックスで幾らになるのかを教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本でございます。11番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

公拡法の場合の税控除はマックスどれだけになるかという御質問でございますけれども、一般的には、公拡の場合1,500万円ということが言われておりますけれども、最終的に税務署のほうで、その辺り、税控除のほう、金額のほうは確定されるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

私も今債務負担行為の増額、これについていろいろ話を聞いていて疑問に感じたので、御質問させていただきます。

もともと9億4,000万円ぐらいの債務負担行為が、今回不動産鑑定で2億円追加という話で説明がございました。当然、我々、2億円も増加をするというのは、どういう形で、どこがどういうふうになるからこうだったというのを、もう少し丁寧に丁寧に説明していただかないと、「はいそうですか、2億円」というわけにはいかんと思うんです。もう一度、再度、丁寧な説明をよろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

今回の増加の理由、もうちょっと丁寧な説明をという御質問でございました。

今回の不動産鑑定をやるに当たりましては、鑑定にはいろいろ手法があるようですけれども、今回は、近隣の取引事例、町内とか、あるいは近隣の今までの土地取引の事例、そういったものを基に、今回予定している土地のいろんな自然要因とかインフラの状況、個別要因等もありますので、そういったところを加味しながら不動産の評価のほうが出されております。それによって、今回2億円以上の増額が必要になってきたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今1回目の答弁をしていただきましたけれども、全然前と変わらないという感じですね。多分まだ答えられない部分があるのかもしれませんが、我々は予算について、やっぱり今町の状況等から見て非常に負債が多くなりつつあるんで、かなりチェックをしないきゃいかん事態になつとるんですね。当初、この鑑定は大ざっぱに全地域を一つの単位でな

さったから、今度は具体的にその広さのところを、部分部分の土地の価値が違うから、これだけ値段が上がったとか、そういう具体的な説明がないと、当初の予算のとき、今答弁されたような内容は当然考慮して債務負担行為というのをつくられたと思うんですよ。何も考慮せずに金をはじいて予算書に出すという話はないと思いますから。もう少し金を我々に示すときには、きちっと根拠を具体的に示して、どこがどれくらいの値段がどうだというのが皆さんに分かりやすいように、次からはぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号「令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。

したがって、議案第66号「令和4年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第67号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第67号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

布田川断層帯（谷川地区）保存整備工事（4期工事）につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものです。

本工事の概要ですが、地表地震断層や被災した建物など、熊本地震の痕跡を将来へ確実に継承し、防災・減災教育の場の創出や魅力あるまちづくりに資することを目的として、天然記念物布田川断層帯整備基本計画に基づきまして、保存整備工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、鉄骨造りの納屋覆屋工事、見学用の橋工事でございます。

契約金額は7,916万7,000円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。前回もこの件に関しては質疑をしますが、トイレですよ。トイレの問題をこの前お尋ねしたところ、道路向かい側、別の敷地を確保してする予定があるとか言われました。中学校とか一般の人たちになれば、それで大丈夫と思いますが、小さい小学生、学校の先生が引率で連れてこられて、1クラス1人で来られて、「トイレ、トイレ」って言うたときに、道の向こうまで引率するって、そういうことはちょっと危ないような状況になってくると思いますので、何とか敷地内にトイレを造るような方法を考えていただきたいと思います。

それともう一つ、案内板の中なんですけど、建屋の中で、今タブレットとかいろんなあれがあるので、タッチパネル方式の断層説明板とか、それか、また地質学的な見地と防災・減災に関する観点から、めったに見られない断層ということから、しっかりとした説明パネルとかが必要だと思えますが、これに関して伺います。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、今回の議案とは関係ありませんので駄目です。

○9番（榮 正敏君） 駄目ですか。

○議長（稲田忠則君） はい。

○9番（榮 正敏君） 早う言うてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号「工事請負契約の締結について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第67号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第68号「物品の購入について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第68号、物品の購入について、御説明申し上げます。

益城町新庁舎ネットワーク機器の購入につきましては、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものです。

益城町新庁舎ネットワーク機器の購入につきましては、住民サービスを提供するために必要な業務システムの整備や官公庁などへの通信を行うため、新庁舎のネットワーク構築に必要となる機器を購入するものであり、新庁舎建設と並行して基本設計や実施設計を実施し、準備を進めてまいりました。

そのため、物品購入の業者選定につきましては、実施設計業者をプロポーザル方式により選定する際に、今回の機器購入の項目を含めて実施し、参加業者から提案書の提出をいただいておりますことから、実施設計の受託業者を今回の物品購入業者として選定をしております。

契約金額は、4,910万4,550円です。

契約の相手方は、福岡市中央区天神1丁目12番20号、株式会社Q T n e tでございます。

なお、財源につきましては、85.5%の交付税措置が見込める単独災害復旧事業債を活用する予定です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今、非常に問題になっているセキュリティー対策はどうなっているか。非常に最強レベルのもので考えておられるか。

それから、情報漏れの観点から、管理者の教育はどうなっているか。

以上、お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。9番榮議員の御質問にお答えいたします。

セキュリティー対策はということですが、今回の機器購入のほうにつきましても、セキュリティー対策にしっかり対応できるような機器の購入を予定しているところでございます。

それから、情報管理者の教育については、教育に関する管理者の対策会議等をやっておりますので、そちらのほうで対応いたしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第68号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 物品の購入について

○議長(稲田忠則君) 日程第10、議案第69号「物品の購入について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第69号、物品の購入につきまして、御説明を申し上げます。

証明書交付対応行政キオスク端末機購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものです。

証明書交付対応行政キオスク端末機の購入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内でコンビニエンスストアのない福田校区及び津森校区の郵便局に端末機を設置することで、住民の利便性の向上を図るとともに、役場窓口の混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的として、今回購入するものです。

購入する物品は、証明書交付対応行政キオスク端末機2台です。

契約金額は、5年間の専用線使用料及びデータセンター通信費にかかる運用費を含め、781万6,600円です。

契約の相手方は、熊本市東区尾ノ上1丁目6番1号、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社熊本支社でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番(野田祐士君) 11番野田です。今回、買入れ価格が781万6,600円の税込みということがあります。これを税抜きにすると710万6,000円ですが、先日お伺いしたときに予定価格は1,600万円ということだったかと思えます。これが実際は44%となっておりますので、安くなる分は安くなる分で構わないと思うんですけども、指名競争と言われたと思うんで、最低制限価格等の設定を今後なされるか、なされないかだけ質問させていただきたいと思えます。よろしく

お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 住民課の竹林でございます。11番野田議員の質問にお答えさせていただきます。

今後の物品売買の最低価格について最低制限価格を設けるのかという御質問だったと思いますけど、物品売買に関しましては、その製品ですので、製品について最低制限価格を設ける予定は今のところございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。ちょっと回答のほうあまり分かりませんでしたので、再度お伺いしたいと思います。すいません。

今回、製品についてであるので最低制限価格を設けないというお話のようですけれども、すいません、もう一度質問をさせていただきます。

予定価格が1,600万円ということでございます。で、指名競争入札ということでございます。実際の落札価格が、税込みの781万6,600円、税抜きでいけば710万6,000円だと認識をしております。予定価格の44%での落札、購入になると思います。安くなる分については大いに結構であるということになるのかもしれませんが、きちんとしたものが入れられるかという心配もございます。そのために最低制限価格等を設けることも必要ではないかという質問でありますけれども、再度御回答のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

こちらのキオスク端末は、その会社が製造しております機械でありまして、証明書を発行する機能を最低限持たせた仕様書となっております、その仕様書に書いてある内容を網羅しておりますので、最低制限価格は設けておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

物品購入による最低制限価格のお話をさせていただいておりますけれども、御回答の中に、その会社が製造している製品をそのまま使っている、その金額で大丈夫ですよというお話になりますけれども、そうなりますと、予定価格1,600万円が何だったのかなというお話にもなりかねません。今度は逆に予定価格の1,600万円の根拠を質問しなければならないようになる状態がありますが、今回に関しては別にそこまで質問する予定もございませんので、これは最終的に担当課じゃなくて総務課のほうに、今後最低制限価格を設けることについて回答をいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。11番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

物品購入に際して最低制限価格を今後定めないのかという御質問でございますが、住民課長が申しあげましたように、製品の購入に関しては、現時点では最低制限価格を設定するという考えは持っておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第69号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき誠にありがとうございました。

これで令和4年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員